

## 「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」概要

これまでの改革の**成果と現状**

- 法科大学院での教育を経た者が、社会の様々な分野で活躍はじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在。
  - 上記課題の解決に向けた取組の結果、抜本的な組織見直しが進むなど**一定の改善**が見られる。
- しかし
- 入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とする**プロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況**。

今後目指すべき**法科大学院の姿**

- **あるべき法曹像やその規模についての共通理解を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急**に実現すべく改革に取り組むべき。
- 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、**将来の実務を視野に入れた教育**を享受できる環境を整備し、社会のニーズに応え、グローバルに活躍できる法曹など、**法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出**。
- 法学未修者が**法律を着実に学ぶ取組の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生がより短期間で法曹になる途の確保**、困難な経済的事情を有する学生等への**経済的支援の充実**が望まれる。

今後取り組むべき**改善・充実方策**① **組織見直しの推進について**

⇒ これからの組織見直しについては、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、**法科大学院全体の体質強化**を目的とするよう改めた上で、更に推進していくべき

- 我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7~8割を目指せるような定員規模を検討・明示。それまで当面の間は、公的支援の見直し等を通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減。
- 上記目標の下に、抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮。

② **教育の質の向上について**

⇒ 以下の方策を実行することを通じて、法科大学院教育における「**プロセス教育の確立**」を目指すべき

- 法律基本科目の配当年次拡大や単位数増加など法学未修者教育の充実、共通到達度確認試験(仮称)の導入、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じて、法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底。
- 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施など、教育内容を充実。
- 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じて、教育の質を確保。

③ **優れた資質を有する志願者の確保について**

⇒ 志願者の確保に向けて、学生の**ニーズにきめ細やかに対応する取組**と併せて、**積極的な広報活動**に努めるべき

- 授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を実施。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発、広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者を確保。

法科大学院教育と司法試験・司法修習との**有機的な連携**の在り方

⇒ 法科大学院改革を実効性あるものとするため、**プロセス養成の基本理念に立ち返った改革を同時に進めるべき**

- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であるため、制度改正を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。